

## 大分県知事免許(新規(免許換えを含む)・更新)

### ■ 免許申請に必要な書類

○県(土木事務所)提出部数 計2部(正本1部、副本1部(副本はコピーで結構です))  
申請者の控え、協会提出用などが必要な場合、必要な部数を各自、事前に準備してください。  
 書類の順序は以下のとおりに揃えて下さい。

順序	書類の名称	書類の要否		説明 記入例 ページ
		法人	個人	
1	免許申請書(第一面～第五面)(様式第1号)	○	○	18～
2	相談役及び顧問、5%以上の株主・出資者等の名簿 『添付書類(4)』(第一面、第二面)【法人申請のみ】	○	×	23
3	身分証明書(代表取締役、取締役、監査役、執行役、政令 使用人、相談役、顧問の全員について必要)	○	○	23
4	登記されていないことの証明書(上記3と同様の者について 必要)	○	○	23
5	代表者の住民票【個人申請のみ】	×	○	23
6	略歴書(上記3と同様の者及び専任の取引士について必要) 『添付書類(6)』 ※政令使用人は委任状(任意様式)を添付	○	○	23～
7	専任の取引士設置証明書『添付書類(3)』	○	○	26
8	宅地建物取引業に従事する者の名簿『添付書類(8)』	○	○	26～
9	法人の履歴事項全部証明書【法人申請のみ】 ※現在事項全部証明書は不可	○	×	27
10	宅地建物取引業経歴書『添付書類(1)』(第一面、第二 面)	○	○	28～
11	決算書(貸借対照表及び損益計算書)【法人申請のみ】 ※申請直前1ヵ年分 ※新設法人は「 <u>設立時貸借対照表</u> 」を添付する。	○	×	32
12	資産に関する調書『添付書類(7)』【個人申請のみ】	×	○	33
13	納税証明書(税務署発行のもの) ※新規法人は納税証明書無添付理由書を添付。	○ 法人税	○ 所得税	34
14	誓約書『添付書類(2)』	○	○	35
15	事務所を使用する権原に関する書面『添付書類(5)』	○	○	36～
16	事務所付近の地図 ※住宅地図等写し可	○	○	38
17	事務所の写真 ※ <u>間取り図、平面図等が必要となる場合があります。</u>	○	○	39～

- (注) 1 赤字番号の書類は法定様式です。様式は、国土交通省ホームページ又は(公社)大分県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会 大分県本部で入手できます。  
 2 審査の必要上、上記とは別に書類の提出を求めることがあります。  
 3 土木事務所のコピー機は、申請者であっても使用はできません。